

川崎市立大師小学校PTA規約

第1章 名称および事務所

- 第1条 本会は、川崎市立大師小学校PTAとする。
第2条 本会の事務所は、川崎市立大師小学校に置く。

第2章 目的および活動

- 第3条 本会の目的は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長を図るとともに、会員相互の親睦を厚くすることを目的とする。
第4条 本会は、前条の目的を遂げるために、次のようなことを推進する。
(1) 良い保護者、良い教師となるように努める。
(2) 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の生活指導の充実を図る。
(3) 児童の生活環境を良くし、教育効果の向上を図る。
(4) その他目的達成に必要な事項。

第3章 会員

- 第5条 本会は、次の会員で組織する。
(1) 本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。
(2) 本校の教職員。
(3) 会員は、自由意思で入会し、また退会することができる。加入または非加入、退会は、所定の様式による届け出をする。児童の卒業および転出や教職員の異動によって会員資格を失う場合は、自動的に退会となる。

第4章 会計

- 第6条 本会の経費は、会費、事業収入、その他をもって支弁する。
第7条 本会の会費は、1世帯あたり年1回徴収する。但し、金額については、年度末総会で翌年度分を決定するものとする。転入および途中加入の場合は、加入の翌月以降より月額合計を徴収する。転出および途中退会の場合は、返金を行わない。
第8条 本会の経理は、総会において承認された予算に基づいて行われる。
第9条 本会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得る。
第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

第5章 役員

- 第11条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名 保護者
(2) 副会長 3名 保護者
(3) 会計 1名 保護者1名
(4) 書記 3名 保護者2名 教職員1名
但し、人員数については、年度によって変更もあるものとする。人員数の変更は、総会において決定するものとする。
役員任期は1年とする。但し、再選は妨げない。
欠員が生じた際の補充は、会長が必要と認めた場合に行う。その任期は、その年度の前任者の残存期間とする。候補者指名委員会は補充する推薦候補者を決め、実行委員会の承認を得て補充委員は決定される。

第6条 役員の仕事

第12条 役員の仕事はつぎのとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは代理をつとめる。
- (3) 会計は、予算に基づいて会計事務を処理し、会計監査の承認を得て、総会において決算報告をする。
- (4) 書記は、総会、実行委員会、その他会合の通知、議事録、文書の処理、保管にあたる。

第7条 機関

第13条 本会に、次の機関をおく。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 総会 | (5) 専門委員会 |
| (2) 役員会 | (6) 学年委員会 |
| (3) 委員長会 | (7) 特別委員会 |
| (4) 実行委員会 | (8) 会計監査委員会 |

第14条 総会は、本会の最高決議機関である。

第15条 総会は、会員総数の5分の1の出席をもって成立する。但し、委任状による出席を妨げない。総会の議決は出席者の過半数で決する。

第16条 定期総会は、新年度総会、年度末総会とする。臨時総会は実行委員会が認めた場合、または、全会員の5分の1以上の同意をもって要求のあった場合は、会長は、臨時総会を招集する。

第17条 役員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 役員会は、役員（会長、副会長、会計、書記）、校長、教頭をもって構成する。
- (2) 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

第18条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長会は、役員、委員長、校長、教頭をもって構成する。
- (2) 委員長会は、会長が必要に応じて招集する。

第19条 実行委員会の構成と任務。

(1) 構成

- ① 役員、各学年委員会、専門委員会、校長、教頭をもって構成する。

(2) 任務

- ① 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- ② 総会に提出する議案ならびに報告書を審議作成する。
- ③ 総会において委任された決議事項を処理する。
- ④ その他必要事項。

(3) 開催

- ① 本会は、本会は、2カ月に1回開催することを原則とし、会長が招集する。ただし、構成員の3分の1以上の要求があったときは、会長は臨時に招集しなければならない。

- ② 本会は、招集による審議会または書面報告会によるものとする。

(4) 決議

- ① 出席者の多数決によるものとする。

第20条 特別委員会の任務と構成。

- (1) 臨時に会長が必要と認めた場合に設置する。
- (2) 委員会の構成は、会長の委嘱による。
- (3) 委員会は、その任務が終了したとき解散する。

第8条 細則

- 第21条 この会の運営に関し必要な細則は、会則に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て定める。実行委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 第22条 細則は実行委員会において、構成員の3分の2以上の賛成で制定または改廃することができる。

附則

- 第23条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。
- 第24条 この会の運営に必要な諸規定は、実行委員会で定める。
- 第25条 本規約は、昭和55年4月1日より実施する。
- | | | | | |
|----|-----|----|-----|------|
| 平成 | 8年 | 3月 | 13日 | 一部改正 |
| 平成 | 10年 | 5月 | 22日 | 一部改正 |
| 平成 | 11年 | 3月 | 11日 | 一部改正 |
| 平成 | 12年 | 3月 | 9日 | 一部改正 |
| 平成 | 14年 | 3月 | 7日 | 一部改正 |
| 平成 | 17年 | 3月 | 8日 | 一部改正 |
| 平成 | 26年 | 5月 | 29日 | 一部改正 |
| 平成 | 27年 | 3月 | 12日 | 一部改正 |
| 令和 | 6年 | 5月 | 31日 | 一部改正 |
| 令和 | 7年 | 6月 | 22日 | 一部改正 |
| 令和 | 8年 | 3月 | 11日 | 一部改正 |

細則

第1章 指名委員会

- 第1条 役員を選出は、次のとおりとする。
- (1) 役員候補者指名委員会を設けて、候補者を定める。ただし、委員は9名とし、次の方法による。
- ① 1学年から5学年までの各学年委員の互選により、各学年1名の学年代表を選出する。6学年は、除くものとする。
 - ② 教職員は、互選により2名を選出する。
 - ③ 各専門委員の互選により、3名を選出する。
- (2) 役員候補者指名委員を12月に発表する。
- (3) 役員候補者指名委員会の委員長は、委員の互選による。
- (4) 役員候補者指名委員会は、役員候補者を会員に通知する。
- (5) 役員は年度末総会において選出する。教職員は互選により2名を選出する。
- (6) 役員の就任は、新年度総会において行われる。
- (7) 役員候補者指名委員会は、選出役員が任務を終了したときに解散する。

第2章 各種委員会

- 第2条 各種委員会は、専門委員会、学年委員会、会計監査委員会を定める。
- 第3条 各種委員会の委員の選出および構成は、次のとおりとする。
- (1) 専門委員会には、成人委員会、広報委員会をおく。
 - (2) 校外生活指導委員会は、定員を9名とし、原則として各地区より選出されるものとする。
 - (3) 他の委員会（成人教育委員会・広報委員会）は、学年より2名選び、互選により2

委員会を構成する。

- (4) 専門委員会には、教職員若干名を加える。
- (5) 学年委員会の委員は、各学年より6名選出し、それによって構成される。
- (6) 専門委員会および学年委員会の正副委員長は、構成された委員の互選により選出される。
- (7) 各種委員会の正副委員長は、会長が委嘱する。
- (8) 会計監査委員会は、総会によって選出された3名の委員によって構成される。

第4条 各種委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 成人教育委員会
 - ① 会員相互の教養を高め、社会教育の振興を図る。
- (2) 広報委員会
 - ① 会報(だいし)を発行し、会員相互の理解を深める。尚、会の活動を報告する。
- (3) 校外生活指導委員会
 - ① 児童の校外生活を、学校及び家庭や各地区委員と連絡を保ちながら指導し、地域の教育環境を良くすることに協力する。
- (4) 学年委員会
 - ① 各学年の連携を緊密にし、教育環境の整備を図るとともに、学年活動に協力する。
- (5) 会計監査委員会
 - ① 年度の会計を監査し、総会に報告する。
- (6) 各種委員会で計画立案した事項は、必ず実行委員会に提出しなければならない。

附則

第5条 本細則は、平成11年3月11日より実施する。

平成	12年	3月	9日	一部改正
平成	14年	3月	7日	一部改正
平成	20年	3月	7日	一部改正
平成	23年	3月	4日	一部改正
令和	7年	6月	22日	一部改正

慶弔に関する規定

川崎市立大師小学校 P T A

第 1 条 川崎市立大師小学校 P T A の目的を達成するために会員相互に次の規定を設ける。

第 2 条 (慶弔)

- 1 本会の会員が死亡した時は、その葬儀に際しなるべく会員が会葬するとともに、花輪および香料を贈り、弔意を表す。
- 2 本会の会員の子(学童)が死亡した時は、会員ができるだけその葬儀に参列し、香料(10,000 円)を贈り、弔意を表す。

[1 および 2 の場合の連絡範囲]

- ・ P T A 役員全員
 - ・ 実行委員全員
 - ・ 該当学年委員
 - ・ 該当学級保護者全員
- 3 学校または本会に特に功績のあった者の死亡については、役員会を開き、協議して適当な方法で弔意を表す。
 - 4 教職員が婚姻したときは、お祝い品を贈って祝意を表す。
* 発信人は、「川崎市立大師小学校保護者一同」とする。

第 3 条 (病気、災害)

- 1 本会の会員および学童が長期(2ヶ月以上)にわたって入院加療したときは、役員協議のうえ見舞って慰問する。
ただし、入院加療が何回かにわたる場合は、同一病名においては1度のみとする。
- 2 本会の会員が火災、水害、落雷等により被害を受けたときは、役員協議のうえ見舞いの金品を贈って慰問する。

第 4 条 (附則)

- 1 本規定は、実行委員会において改廃するものとする
- 2 集団的被害を受けたときは、この規定は適用しない。
- 3 本規定は、昭和55年4月1日から適用する。
一部改正 昭和57年7月1日
一部改正 令和5年6月4日